

平成25年度税制改正に関する指定都市市長会緊急要請

地方が自立的に事務及び事業を執行するためには、財源の安定的確保が必要不可欠であるが、地方が極めて厳しい財政状況にあることから、以下の点について十分配慮するよう、強く要請する。

1 自動車取得税及び自動車重量税の見直しに伴う市町村税財源の確保

自動車取得税及び自動車重量税の見直しについては、平成24年度税制改正大綱及び税制抜本改革法において、「国・地方を通じた関連税制のあり方を見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化の観点から、見直しを行う」と明記されたことを踏まえ、行われるべきものである。

また、自動車取得税及び自動車重量税は、その一定額が市町村へ交付・譲与されており、市町村にとって貴重な安定財源となっている。仮に、両税が廃止された場合、市町村全体では約4,500億円の減収が見込まれ、安定的な行政サービスの提供に大きな支障が生じかねない。

については、自動車取得税及び自動車重量税を見直す際には、市町村に対する確実な代替税財源を確保すること。

2 償却資産に対する固定資産税の現行制度の堅持

国内投資活性化の観点から、償却資産に対する固定資産税のうち「機械及び装置」の新規取得分を非課税とすることなどを求める要望がなされている。

しかしながら、償却資産に対する固定資産税は、償却資産の所有者が、事業活動を行うに当たり、市町村の行政サービスを享受していることから、その受益関係に着目して、資産価値に応じた課税をするものであり、市町村にとって貴重な安定財源となっている。

また、償却資産に対する固定資産税のうち「機械及び装置」に係る税収は、市町村全体では、約6,000億円となっており、仮に新規取得分の非課税措置などを講じた場合、安定的な行政サービスの提供に大きな支障が生じかねない。

このため、償却資産に対する固定資産税については、現行制度を堅持すること。

3 地球温暖化対策に係る税財源の確保・充実

平成24年度税制改正大綱において、「地球温暖化対策に関する国と地方の役割分担を踏まえ、地方財源を確保・充実する仕組みについて、平成25年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進める」こととされ、税制抜本改革法においても、「地方の地球温暖化対策に関する財源確保について検討」することとされたが、その具体的内容はいまだ明らかにされていない。

については、地方公共団体が地球温暖化対策に果たす役割と責任などを踏まえ、地球温暖化対策に係る諸施策を地域において総合的に進めるための市町村の税財源を確保・充実する制度を早急に創設すること。

4 個人住民税に係る住宅ローン控除の見直し

消費税率引上げに伴う住宅取得対策として、個人住民税に係る住宅ローン控除額の拡大を求める要望がなされている。

しかしながら、個人住民税に係る住宅ローン控除は、所得税から個人住民税への税源移譲に伴う経過的な措置として導入されたものである。

このため、個人住民税に係る住宅ローン控除は、所得税から控除しきれない額を所得税からの税源移譲の範囲内で控除をするものとされており、その減収額も全額国費で補填することとされている。

このように、個人住民税に係る住宅ローン控除の制度は、あくまで例外的措置であり、個人住民税は、「地域社会の会費」という基本的性格から、政策的な控除は行わないことが原則であることを踏まえると、この制度については見直しを行うべきであり、控除額の拡大は到底容認できない。

5 ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

スポーツ振興の観点等から、ゴルフ場利用税の廃止を求める要望がなされている。

しかしながら、ゴルフ場利用税は、地方公共団体の様々な行政サービスを享受しているゴルフ場の利用者に対し、その利用行為に担税力を認めて課税するものであり、その税収の7割はゴルフ場所在市町村に交付され、市町村にとって貴重な財源となっている。

これらのことから、ゴルフ場利用税については、現行制度を堅持すること。

平成24年11月14日
指定都市市長会